（国土交通省組織令の一部改正）

第一条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「十四人」を「十五人」に改める。

第三十九条第一号ロ中「交通に関連する」を削る。

第百条中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　河川管理施設の管理に関すること（治水課の所掌に属するものを除く。）。

第百条第五号中「許可」の下に「その他の規制」を加え、同条第九号を次のように改める。

九　洪水予報、特別警戒水位及び水防警報に関すること。

第百条第十号中「、第三号」を削る。

第百一条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号中「推進に資する事業（ダムの整備と併せて行われるものに限る。）の助成に関すること」を「企画及び立案並びに推進に関すること（水政課及び河川計画課の所掌に属するものを除く。）」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号を削り、同条第八号を同条第六号とする。

第百二条第三号中「治水課」を「河川環境課」に改める。

第百五条中「地方道・環境課」を「環境安全課」に、「有料道路課」を「高速道路課」に改める。

第百七条第七号中「有料道路課」を「高速道路課」に改める。

第百九条第一号中「有料道路課」を「高速道路課」に改め、同条第二号中「地方道・環境課」を「環境安全課」に改める。

第百十一条第一号中「路政課及び道路交通管理課」を「他課」に改める。

第百十二条（見出しを含む。）中「地方道・環境課」を「環境安全課」に改め、同条第三号を削り、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第二号を同条第四号とし、同条第一号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　道路の整備等に関する事務のうち、環境対策及び交通安全対策の企画及び立案に関すること。

二　高速自動車国道（国がその整備を行うものに限る。）及び一般国道の整備及び保全（除雪を含む。）に関する事務のうち、環境対策及び交通安全対策に関すること（道路交通管理課の所掌に属するものを除く。）。

第百十三条（見出しを含む。）中「有料道路課」を「高速道路課」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　高速道路（高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第二条第二項に規定する高速道路をいう。）の整備の手法の企画及び立案に関すること。

第百十三条に次の一号を加える。

七　有料道路に関する事業に関すること。

第百二十三条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の組織及び運営一般に関すること。

第百二十三条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　独立行政法人評価委員会鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会の庶務に関すること。

第百二十六条第三号中「の組織及び運営一般並びに同機構」を削り、同条第十号を削り、同条第九号を同条第十号とし、同条第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号中「（平成十六年法律第九十九号）」を削り、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社の行う業務に関すること。

第百六十四条の見出し中「課等」を「課」に改め、同条第二項中「及び関西国際空港・中部国際空港監理官一人」を削る。

第百六十九条第二号中「及び関西国際空港・中部国際空港監理官」を削る。

第百七十四条を次のように改める。

第百七十四条　削除

附則第十四条の二中「第百十二条第一号」を「第百十二条第三号」に改める。

附則第十八条（見出しを含む。）中「道路局地方道・環境課」を「道路局環境安全課」に改める。

附則第二十一条第二号中「。以下「債務等処理法」という。」を削り、同条第三号を削る。

附則第二十三条第一項中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第四号の業務及びこれに附帯する業務、同条第二項の業務並びに同条第四項の業務のうち協定に係る業務に関する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第四号の業務及びこれに附帯する業務、同条第二項の業務並びに同条第四項の業務のうち協定に係る業務に関すること。

二　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条から第四条までの規定に基づく事務に関すること。

別表札幌運輸支局の項中「石狩支庁管内　後志支庁管内　空知支庁管内」を「石狩振興局管内　後志総合振興局管内　空知総合振興局管内」に改め、同表函館運輸支局の項中「渡島支庁管内　檜山支庁管内」を「渡島総合振興局管内　檜山振興局管内」に改め、同表旭川運輸支局の項中「空知支庁管内」を「空知総合振興局管内」に、「上川支庁管内　留萌支庁管内　宗谷支庁管内」を「上川総合振興局管内　留萌振興局管内　宗谷総合振興局管内」に改め、同表室蘭運輸支局の項中「胆振支庁管内　日高支庁管内」を「胆振総合振興局管内　日高振興局管内」に改め、同表釧路運輸支局の項中「釧路支庁管内　根室支庁管内」を「釧路総合振興局管内　根室振興局管内」に改め、同表帯広運輸支局の項中「十勝支庁管内」を「十勝総合振興局管内」に改め、同表北見運輸支局の項中「網走支庁管内」を「オホーツク総合振興局管内」に改める。

（国土交通省独立行政法人評価委員会令の一部改正）

第二条　国土交通省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第九条の表鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会の項中「鉄道局財務課」を「鉄道局総務課」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　前原　誠司
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

防衛省組織令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫